

柔 - 2
29. 1. 18

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

審査・指導監督関係

全体の考え方

- 保険者、柔整審査会、地方厚生(支)局のそれぞれの機能の強化を図る。
また、それぞれの連携の強化を図る。
- より具体的には、保険者、柔整審査会において不正請求の疑いが強いものについて、その裏付けとなる証拠収集を行い、それを地方厚生(支)局が優先的に処理する仕組みを構築する。

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会



保険者等 又は 柔整審査会

- 審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

- 患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概
ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

- 不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。
※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。
- 【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

個別指導・監査業務のフロー（現行）

- ・患者等
- ・保険者
- ・柔整審査会からの情報提供等

個別指導
※原則実施

監査

受領委任の中止

療養費の返還

個別指導・監査業務のフロー（見直し案）

特に、不正が複数あるもの、不正の証明度が高いものを優先して個別指導、監査を実施

- ・患者等
- ・保険者
- ・柔整審査会からの情報提供等

個別指導

監査

受領委任の中止

療養費の返還

証拠がそろっているものは個別指導を省略

【保険者又は柔整審査会から優先して地方厚生（支）局に通報するもの】

- 不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
- 患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね10人の患者分あることが望ましい）あるもの

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の作成

(現行)

柔道整復療養費審査委員会の審査要領(参考例)は、以下のとおりとされている。

(平成11年10月20日付け保険発第139号)

○ 毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に7, 8及び9については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術や月10回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。
- 7 多部位施術の算定に関すること。
- 8 長期施術の算定に関すること。
- 9 頻回施術に関すること。
- 10 施術情報提供料の算定に関すること。

柔道整復療養費審査委員会の審査要領改正案

- 審査事項として、
『11 同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること。』
を加える。
- 重点的に審査するものとして、
『同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし』
の傾向があるものを加える。
- 審査は、以下の審査を組み合わせて行うこととする。
 - (1)形式審査：記載内容に関する事項(支給申請書の記載誤り等)
 - (2)内容審査：施術内容に関する事項(支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)
 - (3)傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向(多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等)

○ 具体的には、柔道整復療養費審査委員会の審査要領を、以下の通り改正する。

【改正案】

別紙 柔道整復療養費審査委員会の審査要領(参考例)
健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に7, 8, 9及び11については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術、月10回以上の施術、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。
- 7 多部位施術の算定に関すること。
- 8 長期施術の算定に関すること。
- 9 頻回施術に関すること。
- 10 施術情報提供料の算定に関すること。
- 11 同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること。

【現行】

別紙 柔道整復療養費審査委員会の審査要領(参考例)
健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に7, 8及び9については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術や月10回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。
- 7 多部位施術の算定に関すること。
- 8 長期施術の算定に関すること。
- 9 頻回施術に関すること。
- 10 施術情報提供料の算定に関すること。

【改正案】	【現行】
<p><u>なお、審査は、以下の審査を組み合わせて行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>形式審査:記載内容に関する事項(支給申請書の記載誤り等)</u></p> <p>(2) <u>内容審査:施術内容に関する事項(支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)</u></p> <p>(3) <u>傾向審査・縦覧点検:同一施術所における施術傾向(多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等)</u></p>	

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

- 柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提供や説明の求めに応じることとする。
- このため、現在、受領委任に係る協定・契約において、『33 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。』とされているが、照会を行う者に「柔整審査会」を加え、保険者だけでなく柔整審査会の照会、柔整審査会への回答が行えるようにする。

○ 具体的には、受領委任に係る協定・契約を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号) 別紙(抜粋)	○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号) 別紙(抜粋)
第6章 療養費の支払い 33 丁は、申請書の記載内容等について丙、保険者等又は <u>柔整審査会</u> から照会を受けた場合は、的確に回答すること。	第6章 療養費の支払い 33 丁は、申請書の記載内容等について丙又は保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。
別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)	別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)
第6章 療養費の支払い 33 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等又は <u>柔整審査会</u> から照会を受けた場合は、的確に回答すること。	第6章 療養費の支払い 33 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。

- また、受領委任に係る協定・契約において、
『28 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。』
とされているが、報告等を徴することができる者に「柔整審査会」を加え、柔整審査会も報告等を徴することができるようとする。
- あわせて、現在、「柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」(平成11年10月20日付け保発第145号・老発第683号)の「6 審査」において、
『(4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。』

(続く)

(続き)

とされているが、

『柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができる。』

を加え、保険者だけでなく柔整審査会も直接柔道整復師から報告等を徴することができるようにする。

○ 具体的には、受領委任に係る協定・契約を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号) 別紙(抜粋)	○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号) 別紙(抜粋)
第5章 柔整審査会 28 健保協会支部長、国保連合会又は <u>柔整審査会</u> は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して開設者、丁及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができる。	第5章 柔整審査会 28 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して開設者、丁及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができる。
別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋) 第5章 柔整審査会 28 健保協会支部長、国保連合会又は <u>柔整審査会</u> は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができる。	別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋) 第5章 柔整審査会 28 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができる。

- 具体的には、柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
<p>○「柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」(平成11年10月20日付け保発第145号・老発第683号)</p> <p>6 審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。</p> <p>(5) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができる。</p>	<p>○「柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」(平成11年10月20日付け保発第145号・老発第683号)</p> <p>6 審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。</p>

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱の中止」を確実に運用する仕組み

- 保険者等又は柔整審査会は、傾向審査や縦覧点検の実施により不正請求の疑いが強い施術所に対して調査を実施し、不正請求が判明した場合や不正請求の疑いが濃厚である場合には、施術所を管轄する地方厚生(支)局に対する情報提供を行うこととする。
- その際、保険者等又は柔整審査会は、
 - ・不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるものあるいは、
 - ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるものを優先して地方厚生(支)局に対して情報提供を行うこととする。

(続く)

(続き)

- 情報提供を受けた地方厚生(支)局は、個別指導、監査の結果、不正請求が明らかになった施術所に対して、受領委任の取扱いを中止することとする。
- 特に、不正が複数あるもの、不正の証明度が高いものを優先して個別指導、監査を行うこととする。その際、証拠がそろっているものは個別指導を省略できることとし、手続きの迅速化を図る。
- 厚生労働省は、地方厚生(支)局における情報提供の処理状況について、情報提供、個別指導、監査、受領委任の中止の取扱いの件数を適時公表することとする。

(続く)

(続き)

- 上記のため、受領委任の協定・契約に、
『保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する地方厚生(支)局に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるものを提供すること』
を加える。
- あわせて、地方厚生(支)局の指導監査について、
 - ・『情報提供があったもののうち、不正請求が複数あるもの、不正請求の証明度が高いものを優先して個別指導、監査を行うこと。』
 - ・『証拠がそろっているものは個別指導を省略できること。』
とする。

○ 具体的には、受領委任に係る協定・契約を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋) 第8章 指導・監査 38 (略) 39 (略) <u>40 甲と乙が指導又は監査を行うに当たり、保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する甲と乙に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分あることが望ましい)あるものを提供すること。</u></p> <p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋) 第8章 指導・監査 38 (略) 39 (略) <u>40 厚生(支)局長と都道府県知事が指導又は監査を行うに当たり、保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する厚生(支)局長と都道府県知事に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分あることが望ましい)あるものを提供すること。</u></p>	<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋) 第8章 指導・監査 38 (略) 39 (略)</p> <p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋) 第8章 指導・監査 38 (略) 39 (略)</p>

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

- 白紙署名の問題に関して、施術毎に署名を求めることとしてはどうかとの意見があった。これに関しては、実際に患者が受領しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施する。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴が分かる資料の提示を求めることができる仕組みを導入する。
- このため、受領委任の協定・契約に、「保険者等又は柔整審査会は、施術管理者に対して、不正の疑いがあり、施術の事実確認に必要がある場合には、領収証の発行履歴その他通院の履歴が分かる資料の提示を求めることができること。」を加える。

○ 具体的には、受領委任に係る協定・契約を、以下の通り改正する。

【改正案】	【現行】
<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日 付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>38 (略)</p> <p>39 (略)</p> <p>40 (略)</p> <p><u>41 保険者等又は柔整審査会は、施術管理者に対して、不正の 疑いがあり、施術の事実確認に必要がある場合には、領収証 の発行履歴その他通院の履歴が分かる資料の提示を求める ことができること。</u></p>	<p>○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日 付け保発0524第2号)</p> <p>別紙(抜粋)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>38 (略)</p> <p>39 (略)</p>
<p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>38 (略)</p> <p>39 (略)</p> <p>40 (略)</p> <p><u>41 保険者等又は柔整審査会は、施術管理者に対して、不正の 疑いがあり、施術の事実確認に必要がある場合には、領収証 の発行履歴その他通院の履歴が分かる資料の提示を求める ことができること。</u></p>	<p>別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)</p> <p>第8章 指導・監査</p> <p>38 (略)</p> <p>39 (略)</p>

【受領委任に係る協定・契約】

○柔道整復師の施術に係る療養費について(平成22年5月24日付け保発0524第2号)

別紙(抜粋)

18 丁は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

別紙2 受領委任の取扱規程(抜粋)

18 施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

【関係通知】

○「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」(平成22年5月24日付け保医発0524第3号)

1 (略)

2 領収証及び明細書の交付について

(1) 領収証の交付について

本年9月1日以降の施術分から、柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、領収証を無償で交付しなければならないこととしたこと。

今回、交付が義務づけられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式1を標準とする。

(2) 明細書の交付について

本年9月1日以降の施術分から、患者から柔道整復師の施術に要する費用に係る明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付することとしたこと。

この明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式2を標準とするものであるが、このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。

なお、明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

【領収書の様式】

(別紙様式 1)

領 収 証

様

保険分合計	円
①一部負担金	円
②保険外	円
合計金額 (①+②)	円

平成 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

印

電 話

【明細書の様式】

(別紙様式 2)

明 細 書

様

保 険 分 別	〈初検料・再検料等〉	円
	初 検 料	円
	初検時相談支援料	円
	再 検 料	円
	〈施術情報提供料〉	円
	〈往療料〉	円
	〈施術料等〉	円
	整復・固定・施療料	円
	後 療 料	円
	温 電 法 料	円
	冷 署 法 料	円
	電 療 料	円
	〈その他〉	円
	計	円
分 別 部	① 一 部 負 担 金	円
	② 保 営 外	円
	合計金額 (①+②)	円

(負傷力所)
力所

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

- 保険者等による調査の結果、不正請求が判明した場合は、地方厚生(支)局に対して情報提供を行い、当該地方厚生(支)局における指導・監査につなげるべきであるとしたうえで、そのための人員体制を強化するべきであると議論が整理されたところ。
- また、地方厚生(支)局の人員体制強化については、従来から定員要求を行ってきており、平成29年度機構・定員要求においては、当該業務を担う職員を重点的に配置するため、医療指導監視監査官の増員を要求。
- この結果、平成29年度厚生労働省機構・定員査定において、柔道整復療養費対応分を含め、医療指導監視監査官の増員（全体で8人）が認められた。